

# 萩藩中期藩財政研究序説

田中誠 二

はじめに

一 天和と元禄期の藩財政と家臣団

本稿は、萩藩中期の藩財政について、家臣団との関係を中心に具体的に明らかにしようとするものである。本稿では、萩藩中期を天和二年（一六八二）仕組から宝暦元年（一七五二）までと捉える。藩主でいえば、吉就・吉広・吉元・宗広の歴代である。そのうち本稿では、前半の天和と正徳期を中心とし、中期藩財政研究の序説とする。

萩藩には、「仕組」という用語がある。財政整理の意味を中心に、いわゆる行政改革にも及ぶ。この「仕組」を節目に、萩藩中期藩財政の前提をなす前期藩財政を概括すれば、つぎのようになる。

①元和九年（一六二三）仕組は、藩主秀就の「内証家督」（輝元から秀就への藩主権力の完全委譲）にさいして、四〇〇〇貫目の借銀返済を目指し、寛永九年（一六三二）までの一〇年間で完結した。この間の重要政策は、寛永検地（五ツ成）とそれに基づく知行替え、山代請紙制の成立である。

萩藩中期の研究は、後期のそれに比して多いとはいえず、とりわけ中期藩財政についてそれがいえる。全体にわたって参考になるのは、三坂圭治の研究<sup>①</sup>と思想史の立場からする河村一郎の研究<sup>②</sup>であるが、事実確定や論点の提示に、まだ課題が残されている。

本稿は、筆者の萩藩後期藩財政研究四編<sup>③</sup>前期のそれ四編に続く、中期藩財政研究の序説にあたる。

②正保三年（一六四六）仕組は、江戸・京・大坂での借銀が六二〇〇貫目にも及んだことをうけて開始され、「正保の二歩減」（家臣知行の二割上知）が重要である。二歩減は万治三年（一六六〇）までの一五年間続き、この間家臣団秩序の確立、正保制法・万治制法などの法制整備をも伴った。しかし、慶安四年（一六五一）の秀就から綱広への代替りころには、借銀は一万貫目に及び、正保仕組は

一旦挫折した。<sup>3)</sup>

③承応二年（一六五三）再仕組では、借銀の利下げ・年延べ（借銀の年利四％への利下げと一三年納め崩し）を断行し、財政機構の整備、農政の展開をはかった。二歩減の継続による五万石大坂運送米と山代紙二万九大坂運送、それに明暦大火後の米・紙価格の上昇に支えられて、藩財政は好転しはじめ、藩主裁量経費である仕置銀も備蓄された。寛文元年（一六六一）の二歩減返還後も、一三年納め崩しの借銀返済のため、寛文五年までは返石の二ツ五歩（返還石高一〇〇石につき米二五石、元石高一〇〇石につき米五石）の馳走米を課し、三万石前後の大坂運送米を確保していた。承応二年再仕組は、寛文五年で完結した。<sup>4)</sup>

④寛文十年（一六七〇）仕組は、物価上昇ほかによる江戸出費膨脹により、財政赤字が膨大に膨らんだために行われた。同年の帳簿上は五六〇〇〜八〇〇貫目余もあるはずの仕置銀さえ、この補填に大量流用されて現銀が払底する有様であった。<sup>5)</sup>そこで高一〇〇石につき米四石の家臣馳走米を課した。延宝三年（一六七五）までこの状態が続いた。

⑤延宝四年仕組は、前仕組にもかかわらず借銀が一萬二〇〇〇貫目にも及んだために、同八年まで五年間、高一〇〇石につき米六石の家臣馳走米を課したものである。<sup>6)</sup>またこの間延宝五年には、幕府の許可を得て藩札を発行し、翌六年には馳走米抛出に苦しむ家臣に、高一〇〇石につき四貫目の藩札を貸与した。<sup>7)</sup>本藩に做って発行した

岩国藩が、「御借銀を利なし銀ニして御借用之積りと考申候」と評した藩札は、後年「延宝年中之通、札崩捨り候」といわれているように失敗におわった。

以上が、「仕組」を節目としてみた萩藩前期藩財政の概要である。中期藩財政への移行は、天和二年仕組（一六八二〜八六の五年間）を通して果される。

延宝五年仕組の明けた天和元年（一六八一）、つぎの仕組を計画しつつも、藩は一年の猶予をみ、「先今暮者押米二応、札銀少宛被遣米被召上、御仕組之儀ハ至来春可被仰渡之旨被仰出候」と、家臣から押米を取り、米一石につき藩札一〇〇匁で買上げることにした。押米は、「百石已上、高百石ニ付現米四石充被召上」、「米壹石ニ付代札百目宛可被遣候事」としたのである。

そして天和元年十一月二十六日「毛利綱広条々」<sup>1)</sup>は、つぎのようである。

#### 条々

一 所帯就逼迫、近年家来中より以出米遂馳走といへとも、猶不足之所年々借銀を以取続候処ニ、至今年不及方便之通、毛利外記参府之上具聞届候、家来中茂逼迫之事候得共、別ニ無方便候間、相積借銀調之所家来中より可遂馳走候、然者給地厚薄有之事故、下地預り置一列之沙汰申付候、委細従老共可申聞候条、可得其意事、

藩主綱広黒印のあるこの条々は、翌年開始される仕組、すなわち

家臣給地の五年間上知と馳走米賦課を予告している。

天和二年二月二十七日、藩主綱広は隠居し、綱広の嫡子吉就が家督を継ぐ。そして八月十二日、五年間の天和二年仕組（天和・貞享仕組）が開始される。<sup>12)</sup>

給領下地御預り、御浮米・御心付之米銀共二何茂四ツ成にして、御勘渡之内より御馳走并御扶持方・御切米・御切銭之内より御馳走被仰付候共二段分

一 高百六拾石以上

高百石二付米拾五石充

一 高百石より百五拾九石余迄

高百石二付米拾四石充

給領惣上知の上、物成を浮米四ツ成で支給する。これまでの石高は、寛永検地の五ツ成高であり、高一〇〇石の物成は米五〇石と見なされていた。浮米四ツ成支給とは、米四〇石を意味するから、これだけで高一〇〇石につき米一〇石を馳走することになる。その支給米四〇石のうちから米一五石を馳走せよというのが右の規定である。五ツ成高のもとの合計米二五石の馳走は、事実上の半知を意味する。これが五年間続くのが、天和二年仕組である。なおはじめの地下馳走銀も、石別三匁（天和二年）・同二匁（天和三）貞享二年）と、きわめて重いものであった。

仕組最終年の貞享三年（一六八六）、本藩では貞享検地が行われて四ツ成高に移行し、翌四年に給領は還付された。奉書のある新開

を除いて、検地での給領増石は全て上知され、蔵入地に取り込まれた。この検地は、寛永二年検地から六一年ぶりの検地であり、天和二年仕組の中核をなす政策であった。寛永検地での本藩領高四七万五二七五石のうち蔵入高は二一萬石余（蔵入率四〇％）であったから、貞享検地での本藩領高六三万五四六五石（一・三四倍）の蔵入率七〇％は、画期的な蔵入強化を意味する。<sup>13)</sup>

一方の家臣からみると、貞享検地による五ツ成高から四ツ成高への移行は、基本的には同じ知行高での移行であったから、高一〇〇石の家臣は米一〇石の減収を意味した。家臣の財政基盤は、それだけ弱くなったといえる。

こうして、代替り直後に行われた貞享検地を含む天和二年仕組は、萩藩前期と中期を分ける画期であり、萩藩中期藩財政の開始であったと考える。ここまでの確認と、正徳期までの見通しのために、表（一）を掲げる。

藩主吉就は、元禄七年（一六九四）二月七日に二七歳で死去（寿徳院）し、同四月十三日弟吉広が家督を継いだ。翌元禄八年、「寿徳院様不慮之御仕合、其後御家督・御官位之御造佐入旁夥敷儀ニ付而、御所帯猶以御差詰、御当用難相調、上方御借銀ハ弥増ニ相成」<sup>14)</sup> ったために、三カ年の仕組が行われた。天和二年仕組完結からわずか九年後である。今回の元禄八年仕組は、「御家頼御改」、すなわち召し放ち・減知をも考えたが、家督間もないのでそれには及ばず、つぎのように馳走米を課すとしている。<sup>15)</sup>

表（1）家中・地下馳走米と米価の変遷

年代	十二支	西暦	家中馳走米(石)	地下馳走銀(匁)	南石1石(匁)	備考
正保3～万治3	戌	1646～60	10.0			正保の二歩減。五ツ成高。
寛文1～寛文5	丑	1661～65	5.0			承応2から寛文5まで13カ年納崩しの借銀のため、戻し石高100石に付米25石。五ツ成高。
寛文10～延宝3	戌	1670～74	4.0			五ツ成高。
延宝4～8	辰	1675～80	6.0			五ツ成高。延宝5年藩札発行。延宝6年家臣高100石に付4貫目の藩札を貸与。
天和1	酉	1681				五ツ成高。家臣高100石に付米4石の押米（押米1石に付藩札100匁で御買米）。
天和2	戌	1682	15.0	3.00		五年間上知、浮米四ツ成支給。そのうちから馳走米（高160石以上は高100石に付米15石、高100～159石は同14石懸かり）。
天和3	亥	1683	15.0	2.00		
貞享1	子	1684	15.0	2.00		
貞享2	丑	1685	15.0	2.00		
貞享3	寅	1686	15.0			貞享検地により五ツ成高から四ツ成高へ移行。
元禄8	亥	1695	16.0	2.00		(高3000石以上)。前年代替（吉就→吉広）。
元禄9	子	1696	16.0	2.00		
元禄10	丑	1697	16.0	2.00		
元禄11	寅	1698	5.0			(高3000石以上)。
元禄12	卯	1699	5.0	2.50		
元禄13	辰	1700	5.0			
元禄14	巳	1701	5.0			
元禄15	午	1702	5.0	2.50		
元禄16	未	1703	5.0			5石の内3分の1を2石替銀子で返す。11月江戸大地震、江戸城修築普請下命。
宝永1	申	1704	20.0	1.50	61.3	家中馳走米高100石以上を基準に。高100石に米20石懸かり=半知。江戸城普請見積3～4万匁。「御俵約間上之御恰好、拾万石之御いかたニ可被成候事」。
宝永2	酉	1705	5.0		59.2	
宝永3	戌	1706	5.0		59.2	
宝永4	亥	1707	5.0		64.1	宝永4吉広→吉元代替。
宝永5	子	1708	2.5	1.16	62.5	馳走米5石の内半分を返す。江戸砂降ニ付高役金。
宝永6	丑	1709	20.0	2.50	60.6	
宝永7	寅	1710	20.0	2.50	59.5	卯年より出来悪く返す。家中諸借銀は公儀御悩、上方借で納替。
正徳1	卯	1711	0.0		64.9	朝鮮通信使來朝（吉元赤間関で饗応）。
正徳2	辰	1712	0.0		86.2	12月18日、当職交替六道就晴→浦元敏・日野元幸
正徳3	巳	1713	20.0	2.00	125.0	前当職・当役に退塞を命ず。上々様仕渡「三步一被減」。寄せ宰判。
正徳4	午	1714	15.0	2.00	151.5	5石差返。
正徳5	未	1715	10.0		113.6	

出典：「大記録」2・18・66・75（旧記3）。  
 「御馳走出米覚」（政理12）。  
 「御黒印御書附御張紙控」（法令92）。

表（2）がそれである。  
 元禄期には、冒頭の段が三〇〇石以上であるが、後述する宝永元年（一七〇四）以降は、冒頭が高一〇〇石以上となり、一〇〇石未満に段が設けられるようになる。

表（2）元禄8年家来御馳走出米段分  
 （元禄8年6月21日）

項目	馳走米(石)	備考
高3000石以上	16.0	高100石ニ付米(石)
高1000石以上	15.5	同
高560石以上	15.0	同
高250石以上	14.5	同
高160石以上	14.0	同
高80石以上	13.5	同
高40石以上	13.0	同
高10石以上	0.8	高10石ニ付米(石)
足軽以下	0.2	同

病者・幼少の出来は、倍役のところ、惣並の1割増。  
 寺社家の出来は、惣並の3分の1。  
 米銀持合せの者、切錢は如御法5石和市中で銀子を以り上。米を銀子で納入の場合は、2石5斗和市（1石=40匁）。  
 ※出典：「元禄八年御所帯御仕組一卷」（文庫「政理」20）。

今度御家来江出米被仰付候段分覚  
 一高三千石已上  
 但、高百石ニ付現米拾六石懸り  
 貞享検地以降は四ツ成であるから、知行高一〇〇石の物は成は米四〇石とみなされる。その四〇石の内から、一六石の馳走米を召し上げるといのが右の規定である。二〇石懸かりであれば、半知を意味する。「石かさのもの当り強、小身者ほと軽ク不被仰付候てハ、末々之もの御家人難続候」という認識から、三〇〇石以上・一〇〇〇石以上・五六〇石以上・二五〇石以上・一六〇石以上・八〇石以上・四〇石以上・一〇石以上・足軽以下の九段階を設けて、馳走米を通減している。これを「段分」という。

近年家臣は逼迫している上に、三年間一六石懸かりの重い馳走米を賦課するので、すでに抱えている借銀の返済が困難となる。そこで、つぎのような家臣借銀の公内借捌きが行われる。

一 御家来中近年逼迫之上、御馳走米被召上儀候条、面々借銀如約束調相成間敷候、因茲添状借・内借とも二、御仕組間ハ利足五歩ニして利上二仕、御仕組三ヶ年以後より利足先年御定のことく壹和利式歩ニして、尤借銀多少によつて年を延元利可相調旨候、尤負せ方之者迷惑之取沙汰も可有之候へ共、御家来・在々共ニ御馳走被仰付候上ハ、銀先之者も公儀江之御馳走と相心得、不如意之儀をハ可令堪忍候、然者先年利分之定被仰付候処、近年も利足高下有之候、自今以後高利之借銀於有之ハ可被及御沙汰事、

(中略)

一 右之通御馳走被仰付候付、札借調之儀ハ、御仕組三ヶ年之間ハ上納被差延候、且又添状借・内借御仕組間ハ、利足五歩ニ被仰付候上ハ、公儀より之御貸銀も、御仕組三ヶ年之間ハ、利足五歩ニして利上ケ被仰付候、御仕組明候上、如御法元利調被仰付候条、可被得其意候事、

前の箇条は、家臣借銀の内借捌きである。「添状借」とは、藩が一定の保証を与えている、商人などからの借銀であり、内借の一種である。通常の内借と「添状借」の返済は、三年の仕組の間は、年利一二%を五%に下げ、利子のみ返済する。仕組が明けてから元の

年利に戻し元利返済とする。銀主(かねぬし)は迷惑するだろうが、家来・百姓(三年間石別二匁の馳走銀)ともに藩に馳走をしているのだから、公儀(藩)への馳走と思つて堪忍せよという。

後の箇条は、家臣借銀の公借捌きである。「札借」とは、前述した延宝六年(一六七八)の家臣への藩札貸与と考えられる。「高百石二付四貫目充御貸被成、御調之儀者元を十三二割、拾三ヶ年ニ上納被仰付」とあるものである。この「札借」と「公儀より之御貸銀」、つまり公借については、内借捌きと同じように、仕組三年の間は年利を五%とし、利子のみ返済する。仕組が明けてから元のようになり返済する。

家臣借銀の公内借捌きでは、天保十四年・弘化元年(一八四三・四四)のそれが著名であるが、右に見た元禄八年の公内借捌きは、大がかりなものとしては最初のものであったと思われる。両者に共

表(3) 元禄8年御家来借銀調引当之積り段分物成米之差引 単位:石

項目	物成米	内馳走米	内助銀米	内御普請役米	内利上米	小計	同割合(%)	堪忍料	備考
高3000石	1200	480.000	37.500	7.500	93.750	618.750	51.6	581.250	高100石ニ現米16石
高1000石	400	155.000	12.500	2.500	31.250	201.250	50.3	198.750	高100石ニ現米15.5石
高560石	224	84.000	7.000	1.400	17.500	109.900	49.1	114.100	高100石ニ現米15石
高250石	100	36.250	3.125	0.625	7.813	47.813	47.8	52.188	高100石ニ現米14.5石
高160石	64	22.400	2.000	0.400	5.000	29.800	46.6	34.200	高100石ニ現米14石
高80石	32	10.800	1.000	0.200	2.500	14.500	45.3	17.500	高10石ニ現米1.35石
高40石	16	5.200	0.500	0.100	1.250	7.050	44.1	8.950	高10石ニ現米1.3石

今度御家来中江御馳走出米并助銀・御普請銀・借銀之利上ケ銀引当手取之堪忍料目積如此候、以上

亥ノ

六月

国 与三兵衛  
佐 主殿  
毛 市正

※助銀、高100石ニ付50匁当り(米1石=40匁)。石高÷100×50÷40=助銀米  
※御普請役、高100石ニ付10匁当り(米1石=40匁)。石高÷100×10÷40=御普請役米  
※借銀元、高100石ニ付2.5貫目当り(利子5%)。米1石=40匁。石高×25×0.05÷40=利上米  
出典:「元禄八年御所帯御仕組一巻」(文庫「政理」20)。元禄8年6月。

通するのは、重い馳走米による家臣の疲弊と借銀の累積であり、家臣の家計と藩財政の不可分の関係である。

右の公内借捌きと同時に作成された、「御家来借銀調引当之積り段分物成米之差引」と題する「覚」の冒頭高三〇〇〇石の段を引用しよう。また、すべての段を掲載すると、表(3)のようになる。

一高三千石

物成米千貳百石四ツ物成ニして

内

四百八拾石

御馳走米

但、高百石ニ付現米拾六石当り

三拾七石五斗

銀ニして壹貫五百目

右助銀百石ニ付五拾目当り

七石五斗

銀ニして三百目

右御普請役小々上納物

九拾三石七斗五升

銀ニして三貫七百五拾目

但、借銀元七拾五貫目利足五歩ニして、三ヶ年利上ケニして壹ヶ年分、百石ニ付貳貫五百目当り借銀ニして、

以上六百拾八石七斗五升

残五百八拾壹石貳斗五升

堪忍料

知行高三〇〇〇石の物成は、四ツ成の米一二〇〇石である(和市は二石五斗替え、すなわち米一石 $\parallel$ 四〇匁である)。この内から①馳走米一六石懸かりの米四八〇石(三三〇〇 $\div$ 一〇〇 $\times$ 一六 $\parallel$ 四八〇)、②助銀(旅役 $\parallel$ 出張旅費の拠出)米三七・五石(三三〇〇 $\div$ 一〇〇 $\times$ 五〇 $\div$ 四〇 $\parallel$ 三七・五)、③普請役米七・五石(三三〇〇 $\div$ 一〇〇 $\times$ 一〇 $\div$ 四〇 $\parallel$ 七・五)、④利上米(借銀元は高一〇〇石につき二貫五〇〇目当たり、利子は年五%)九三・七五石(三三〇〇 $\div$ 一〇〇 $\times$ 二五〇 $\times$ 〇・〇五 $\div$ 四〇 $\parallel$ 九三・七五)、小計米六一八・七五石を払うと、米五八一・二五石が手元に残る。これが堪忍料である。物成米に占める① $\sim$ ④の負担分の割合は、五一・六%(六一八・七五 $\div$ 一二二〇〇 $\times$ 一〇〇 $\parallel$ 五一・六)となり、実質半知を超えている。負担分に占める割合は、①七七・五八%、②六・〇六%、③一・二一%、④一五・一五%であり、馳走米の占める割合が大きいは当然として、④の借銀返済分の多さが目立つ。なお、物成米に占める堪忍料、すなわち手取りの割合は、四八・四%となる。

右の計算例は、高三〇〇〇石の場合であるが、表(3)で段分全体をみると、他の段でも同じ計算のされていることが分かる。ただし三〇〇〇石未満の段では、前述の通減がなされているので、負担分の割合が四四・一% $\sim$ 五〇・三%となつて、下の段では実質半知を若干下回る。

右の史料は、一六石懸かりの馳走米を課した場合、旅役米・普請役米などの家中役、それに借銀があるのは当然として借銀返済、こ

れらに耐えられるかの見積りである。借銀返済に関しては、前述の公内借捌きが施された上での見積りである。一六石懸かりでさえ、家臣団の再生産は、実質半知のぎりぎりの状態にあったといえよう。藩財政と家臣団再生産の關係が窺える。

さて、表(1)で分かる通り、元禄八年仕組の明けた元禄十一年、今年御仕組之年数明候といへとも、目論見之外近年御所務減、不慮之御造佐入有之」という理由で、五年間五石懸かりの馳走米が課された。そして同十六年も五石懸かりのところ、三分の一を二石替え(米一石〓銀五〇匁の和市)の銀子で家臣に返した。

以上見てきたように、中期冒頭の天和二年仕組は、五年間惣上知のうえ浮米四ツ成支給とし、家臣馳走米一五石懸かりを課した。また仕組の総仕上げとして貞享三年検地を行い、それまでの五ツ成高から四ツ成高へ移行、増石分を蔵入地に取り込んで藩財政の基盤強化をはかった。一方の家臣からすれば大幅な減収を意味し、以降増収をはかるには、手持ち資本がないにも拘らず新田開発に乗り出していかにざるをえなくなる。家臣救済策としては、前述の藩札の発行と家臣への貸与があった。

元禄八年仕組は、天和二年仕組完結から九年しか経っていない時点で行われた。不慮の藩主交替があり、東光寺建立の出費・物価高などによる江戸出費の膨脹があった。一六石懸かりの家臣馳走米課出は、助銀・普請役などの家中役や、常態となっている公内借の返済を加えると、実質半知の状態であった。家臣救済策として公内借

捌きが必須であった。藩財政補填と家臣団再生産の間の矛盾が激化していったのである。

## 二 宝永〜正徳期の藩財政と家臣団

元禄十六年十一月、江戸大地震が起こり、萩藩も江戸城修築普請手伝いを命ぜられた。

一元禄十六癸未年十一月廿三日之暁大地震、江戸御城石垣槽崩損、御大名方江御修覆御手伝之儀、同月廿八日被仰渡之、殿様二者西之御丸一郭并外桜田御門きわより馬場先御門きわ迄と、半蔵太安竹橋御門、さて又山の手井伊掃部頭殿屋敷下土手被成御請取、年内より損所取のけ被仰付、翌元禄十七甲申宝永改元正月七日御欽初有、追日出来寄候、委細御普請扣別帳有、

一御普請事御入目銀大概積申付見候処、吉川勝之助殿江御割渡之外、殿様御請場一通り凡三四万両ほどの金高二候、

この宝永元年(一七〇四)江戸城修築普請手伝いの萩藩負担分見積りは、三〜四万両(金二両〓銀六〇匁の和市にして一八〇〇〜二四〇〇貫目)、結果的に二〇〇六貫目を要した。そのため同年四月、「今年一ヶ年者持か、り半知申付候」との藩主黒印「条々」を發し、同時につぎのような加判衆連署の「出米段分覚」を出した。

### 出米段分覚

一高百石以上

但、高百石ニ付現米式拾石掛り

(中略)

右今申之暮老ケ年者、右之当りを以、御家来中より御馳走米被仰付候段分ケ如此候、

今回の家臣馳走米「段分」の特徴は、元禄期のそれが三〇〇石以上を冒頭に九段であったのに対して、一〇〇石以上を冒頭に六段に整理したことである。以降、幕末に至る迄の作法となった。貞享検地以降四ツ成高となったので、高一〇〇石の物成は、米四〇石とみなされる。そのうちから米二〇石懸かりの馳走をせよというのである。きっかり「半知」の馳走である。このように正面から「半知」の馳走を命じたのは、はじめてのことである。

また、加判衆「申談覚」では、つぎのような認識を示している。

一御儉約間上之御恰好、拾万石之御いかたニ可被成候事、

五月の「覚」<sup>20</sup>でも、つぎのようにいう。

一御儉約間上之御恰好、拾万石之御居方程ニ被遊、御家来之儀

茂、右之御居方を請候様ニとの御事、

「居方」(「居形」とも書き、「いかた」と読む)とは暮し向きをいい、「御居方」とは藩主内輪の格式をいう。「拾万石之御居方」とは、表高三六万九四一一石の大名の格式ではなく、一〇万石の大名の格式をいい、すくなくとも内輪ではこのように改めるといのである。藩主自身が率先して儉約に努めるから、それに倣って家臣も儉約を

して、半知の馳走出米に耐えよというのである。上の風を下の俗に移して改める。「拾万石之御居方」の認識は、坂時存の「遺塵抄」<sup>21</sup>、下村政武の「下村弥三右衛門御内咄之廉書」<sup>22</sup>、そして天保改革でも引用されることになる、統治理念にかかわる認識である。

半知の馳走を課すからには、家中役の軽減、家臣借銀の公内借捌きを行わねばならない。

寛

一御家来中唯今迄借込居候公借・御国奉書借・添状借、今暮者元整被差延、利銀計加詰三步ニして調被仰付候、其内老歩半手取より相整、残老歩半者公銀を以御取替可被遣候、左候而御取替銀来暮より三ヶ年ニ上納被仰付候事、

一近年引米調ニ被仰付候公借・添状借、元調被差延、今年之利分者加詰三步ニして元江引加、来暮より調被仰付候事、

(中略)

一江戸御番手衆近年者御馳走米二年分被差免、銀子を以御貸被成候、今年者重キ御馳走候故、来七月迄之御番手衆者、近年之通ニ被仰付候事、

一御家来中御普請役、今年者被差免候事、

一今所務を以差出候助銀之儀公銀御取替、来暮之助銀を以元利返弁被仰付候事、

一内借之儀、無抛事茂可有之候得共、今年者公借・添状借右之通被仰付候上者、元調者不及沙汰、利銀茂申断可被置之候、

兎角利調仕候ハて不相叶儀も候ハ、公借・添状借利相より  
高利ニ被相調間敷候事、

家中役の軽減は、中ほどのところにあるように、①江戸番手を務める家臣は、馳走米を近年の通り二年分免除し、公銀を貸与する、②普請役は、一年間免除する、③「助銀」(旅役出銀⇨出張旅費の拠出)を公銀で取り換える、の三点である。

そして家臣借銀の公内借捌きは、①公借・御国奉書借・添状借については、今年の元銀返済を猶予し(「元居」という)、年利三%に下げて利子のみ返済するが、うち半分は公銀で取り換え払い(この返済は三年で行う)とする、②近年「引米調」(一定額の押米をしてそのうちから返済する)となっている公借・添状借も、元銀返済を猶予し、今年の利子は年利三%とし、来年の暮から元へ加えて返済する、③内借については、公借・添状借が右のようになっていたのであるから、元銀返済を猶予し、利子も払わないでよい(「元居利留」という)が、よんどころなく払う場合も年利三%を超えてはならない、の三点である。元禄八年公内借捌きの仕組期間中年利五%が、宝永元年では三%にさらに下げられている。

宝永元年十二月、翌年からの馳走出来・「引米調」について、つぎのように触れられた。<sup>23)</sup>

一 近年之増御馳走米来年より被差返、寅之歳より午之歳迄被召上候御馳走米之通被仰付候事、

一 御家来諸借銀当春付出被仰付候辻、来暮より引米調ニ被仰付

候、引米員数之儀者、借銀不依多少大小身共ニ、高百石ニ付現米拾五石之内ニて御馳走米差出、残所借銀調被仰付候、右之引米ニて利不足有之者之儀ハ、手取石之内より引加、利分を足并元之内をも且納被仰付候、引米仕方之儀ハ、追而可被仰出事、

馳走米について、来年から元禄十一〜十五年と同じ五石懸かりとする。家臣の借銀返済は、来暮から「引米調」(ひきまい)とのえとする。引米は、高一〇〇石につき一五石とし、五石を馳走米に充て、残る一〇石を借銀返済に充てる。一五石の引米で利子返済に足りない場合は、手取り二五石のうちから利子分を足し、元銀部分をも「且納」(年賦返済)する。さらに同二年二月二十一日には、「今年より引米江入候副状借利相之儀者、前廉之引米調残ともに、加詰壹和利ニ被仰付候事」、二月二十八日には、「自今以後者新添状借・内借共ニ、利相月別壹歩三朱ニ被仰付候」と、追加触れが出された。仕組期間中の年利三%が、それが明けると引米調の添状借は「加詰」(年利)一〇%、内借「月別一步三朱」(年利に直すと一五・六%、閏月があると二六・九%)と高くなるのである。これでも以前より低く抑えてあるので、通常の借銀がいかにも高利であったかを知る。宝永二年七月時点での藩借銀と家臣借銀は、表(4)の通りである。国元での不足三五〇〇貫目余と大坂借銀九五〇〇貫目余、国・大坂新借二〇〇貫目余、計二万五二五貫目の藩借銀である。一方の家臣借銀は、なんと一万二三〇〇貫目にも及んでいる。家臣借

銀の公内借捌きが必要とされる所為である。ちなみに家臣半知馳走米代は四〇四七貫目と記載されており、米一石〇六〇匁とすれば六万七四五〇石の家臣馳走米であったことになる。萩藩後期の家臣半知、地下石別五升馳走米（限界値）での馳走出米合計は、一〇万石であったから、この六万七〇〇〇石余の家臣馳走米推計値は妥当であると考える。

宝永四年十月十三日、藩主吉広が死去（青雲院）し、同十一月二十三日、吉元が長府から入って本藩を継いだ。宝永二・三・四年と馳走米五石懸かりであったが、五年には吉元初入国もあつてか、五石懸かりのうち半分を返付した。<sup>24)</sup> ちなみに同年の吉元廻りは、「御国廻の節御泊々・御昼休所御普請諸入目、諸郡出銀を以、高百石付銀四匁宛遂御馳走候様被仰付候事」と、地下馳走銀が懸けられた。<sup>25)</sup>

吉元家督後間もなくの宝永六年・七年、またも家臣半知の馳走出米・地下石別二匁五分の馳走出銀が命ぜられた。<sup>26)</sup>

#### 丑寅両年出米段分寛

一高百石已上

表（４）御国・大坂御借銀付立

項目	貫目
宝永元年8月～同2年7月迄御所帯御私方大積御不足之分	1691.7000
元禄16年御私大積御不足利分共、宝永1年7月迄之分	1106.0070
萩市中在々より去暮以来差出候御当用銀利分共	601.1200
御国中諸郡より先年差出候御当用銀宝永1年暮元利調切之分	57.8108
上々様御預ケ銀御利分	55.0000
御国御不足之分合計	3511.6378
大坂西之7月判書借之分	7023.5818
同所年経借御調残り之分	2500.0000
去冬以来御国大坂御新借之分	2090.1600
以上小計	11613.7418
二口合	15125.3796
右宝永武西之七月、大坂御国御不足銀大積り如此御座候、御家来中借銀高之分	12300.0000

出典：「宝永元年御仕組一卷」（文庫「政理」24）

但、高百石二付現米貳拾石掛り  
このときの当職は宍道玄蕃就晴、当役は志道丹宮就保で、新藩主吉元の任命である。右の出米段分と同時に、つぎの公内借捌きが触れられた。

一今度御仕組二付而、丑・寅両年御家頼江出米被仰付候、依之唯今迄借込之借銀手取石より返済難相成付、公借・添状借并組々手代所預り銀共二、両年之間元調被差延、加詰五朱之利上ケ二被仰付、御仕組明候上調之可令沙汰候、両年之間面々手取石より五朱之利上ケ難相成積り付、貳朱方手取より調被仰付、三朱方公銀御取替可被遣候、左候而御仕組明、御取替銀無利五ケ年二被召上候事、

公借・添状借返済については、両年元居の上、年利五%の利払のみ、そのうち三%分は公銀取り換え払いとし、取り換え分の返済は仕組明けの五年間に無利で上納する。内借については、右の公借・添状借捌きに準じて、元居・利留とする。よんどころない利払の場合であつても、年利五%を超えてはならないとする。

以上、宝永期の家臣馳走米と公内借捌きを中心に検討してきたが、このころの家臣数について見ておこう。表（５）は、宝永元年（一七〇四）「分限帳」・「無給帳」の家臣数である。支藩主・一門・寄組・手廻組・物頭組と筆並が続き、つぎの八組が大組であり、萩藩家臣団の中核階層である。一組当たり一一〇人前後が所属している。二七年前の延宝五年（一六七七）「分限帳」の大組は、一組当たり八

表(5)「宝永元年分限帳」(宝永元申五月改之)

名称	人数	備考
支藩主	3	
一門	8	
寄組	43	
手廻組	99	
御右筆	5	
御茶堂	14	
物頭組	27	
粟屋帯刀組	122	大組。
繁澤次郎兵衛組	115	
榎本太郎左組	105	
内藤十郎左組	111	
桂木工組	108	
根来主水組	118	
井原大学組	102	
益田友之助組	116	
御扶持方成	117	内74人は組に戻る。
船手組村上勤兵衛組	11	
同村上右衛門	20	
御船頭	4	
寺社組	31	
速近方触流	6	
御蔵元付小知行持	32	
鍛冶	3	
木田渡守	1	
平郡加子		高892石。人数は無給帳へ。
分限帳合計	1321	74人を引くと1247人。

出典：文庫「給禄」43「宝永元年分限帳」(宝永元年～3年)。

宝永元年分限帳・無給帳登載家臣数

分限帳	1247
無給帳	4037
合計	5284

出典：文庫「給禄」78「無給帳」。

〇〇九〇人台であったので、人数の増強があったことになる。問題は、つぎの大組の「御扶持方成」の項であり、じつに一一七人も存在する。このうち七四人は、「御扶持方出被仰付候」と追記され、「御扶持方成」の状態を出て組戻りをしている(該当の大組に追記の形で登載)。したがって一一七人のうち七四人は、「御扶持方成」と各組とに二重登載されていることになる。宝永元年五月改めて作成されたこの帳は、宝永三年途中までの異動が追記されているのである。二重登載の七四人を除くと、宝永元年分限帳の家臣数は一二四七人となり、延宝五年の一三二六人よりも二二一人増加している。さてこの「御扶持方成」とは、何であろうか。法令のうえでは元禄十二年ころから現れ、たとえば「御家来下地持衆御扶持方成之願

申出候分者、知行上知被仰付、借銀相調候迄者公儀御なやミ被成」とあって、知行持ちのうち公内借のため家中役負担や家計維持が困難になった家臣が、上知(藩の預り地となる)のうえ堪忍分のみ与えられて逼塞し、預り地の物成での借銀返済ののち「御扶持方出」をする制度である。享保四年には、「今度被相改候御扶持方成御仕方之儀者、寔ニ御家人を離れたる程之儀候へ者」、「平生之覚悟暮し居方等、内々支配所見分之趣茂可有之事ニ候」といわれており、「御家人」を離れたも同然の不名誉な状態である。「一旦家を潰シ候躰ニ罷成候段大切之儀」ともいわれる。家臣としては、非常事態である。このような状態を、宝永元年～三年の間に大組士一一七人もが経験しているというのは、由々しき事態である。元禄八年仕組以降連続している馳走出米に、宝永元年の半知の馳走が追討ちをかけた結果であると考えられる。

つぎに表(6)の萩本藩家臣数の推移を見ることによって、宝永期、あるいは萩藩中期の位置を確かめておきたい。

表(6) 家臣数の変遷

年代	同西暦	分限帳人数	無給帳人数	合計人数	分限帳指数	無給帳指数	合計指数
承応1	1652	907	2701	3608	100	100	100
寛文11	1671	1049	2947	3996	116	109	111
延宝5	1677	1126	3741	4867	124	139	135
宝永1	1704	1247	4037	5284	137	149	146
宝永6	1709	1251	4071	5322	138	151	148
元文2	1737	1419	4181	5600	156	155	155
元文4	1739	1446	4209	5655	159	156	157
天明3	1783	1471	4283	5754	162	159	161

出典：毛利家文庫「柳菅」41(40の23)「御上使江差上ヶ候分限帳無給帳扣」。

同「給禄」38(8の7)「寛文十一年分限帳」、73(13の12)「無給帳」。

同「給禄」39「延宝五年分限帳」、74「無給帳」。

同「給禄」43「宝永元年分限帳」、78「無給帳」。

同「給禄」43「宝永六年無給帳」、78「無給帳」。

同「給禄」46「元文二年分限帳」、81「無給帳」。

同「給禄」46「元文四年分限帳」、81「無給帳」。

同「給禄」54「自天明三年至同七年分限帳」、88「無給帳」。

近世前期のうち承応元年（一六五二）を起点とする。この年は、初代藩主秀就から二代綱広への代替り翌年で、家臣団秩序の確立した頃に当たつたからである。この時点から二五年後の延宝五年には、分限帳登載人数は一・二四倍、無給帳登載者も含めると一・三五倍に増加している。起点から二五年後の宝永元年には、一・四六倍に増加し、さらに中期末の元文四年には一・五七倍にも増加した。右にみた宝永元年分限帳の「御扶持方成」一一七人は、同六年には三人に減少しているが、元文四年の分限帳では、足掛け三年で二九人もの扶持方成が生じている。近世後期に入った天明三年のそれは、二一五人である。<sup>(33)</sup>宝永期以降の「御扶持方成」の顕著な存在と、前期からの家臣数増加の事実は、なお検討を要する課題である。

関ヶ原の敗戦後、領知（国数・石高ともに四分の一に縮小）に比して過大な家臣団を抱えて再出発した萩藩は、家臣の所帯を抱え込んで藩財政を成立させたが、その後も家臣数を増加させることによって、「家臣を扶持する」加重を募らせていたのである。藩の側もそのことは認識していた。つぎのようにいう。<sup>(34)</sup>

元来御当家之儀ハ御配高過分候故、年中現御配も多不足有之、をのつから年々御借銀ニ相成、臨時之御入用も差湊旁、御差岡之儀に候といへとも、累代□御家人御配高減少之儀、各別可及御吟味儀ニて無之候故、御代々毎度出来等之御沙汰も有之事に候、

「御配高過分」により財政不足であるが、累代仕えてきた「御家人」

の「御配高減少」はすべきでないので、やむを得ず毎度家臣馳走米で凌いできたというのである。「家臣を扶持する」という、広い意味での藩財政の基本性格が窺えよう。

宝永四年時点での本藩領石高は六万二九百九十九石余、支藩領石高は一八万三〇二石、防長惣高八万三六〇二石余である。本藩領のうち蔵入高四万九千七百八十八石余・給領高二〇万三千三百三十三石余で、蔵入率は六八・九%にも及ぶ。<sup>(35)</sup>浮米・切米・切銭・扶持米支給は、蔵入収入から払うので、「家臣を扶持する」意味では、蔵入率の高さは相対的となる。藩財政と家臣団の再生産は不可分の関係にあるが、家臣数の増加は両者の間の矛盾を激化させた。家臣数増加の背景には、二三男などの分家や身分制の制約による職務の非効率があつたものとみられる。藩主家がそうであつたように、家臣もまた家の存続と伸長を願つたし、百姓も割畝・割石によつて、分家を生み出していった。家の存続をこそ価値とする時代であつた。

宝永六・七両年は、前述のように家臣半知・地下石別二匁五分の馳走を命じたが、七寅年閏八月十四日に、「卯年より出来悉被返遣、御家来中諸借銀之儀者、公儀御なやミニ被仰付、当分上方借を以納替置、辰年より引米ニ而返済被仰付」と、翌正徳元卯年から馳走出来を免除（表（一）でも分かる通り、正徳元・二年と馳走出来はなし）し、家臣借銀の上方借による納替え、正徳二辰年から引米による返済とした。この上方借とは大坂借八〇〇貫目であり、家臣には一〇年返済で貸し、大坂へは五年で返済するもので、山代地下紙三

七〇〇丸が抵当に入っていた<sup>38</sup>。山代仕組のための地下紙が、家臣借銀返済の抵当に入ったことなどで、山代仕組が不調となり、やがて享保三年（一七一八）の山代一揆につながっていく。藩財政逼迫が、馳走出米による家臣貧窮を呼び、馳走出銀・家臣借銀の内借捌きによる百姓・町人の貧窮へと負の連鎖が広がっていく。

正徳二年（一七一二）四月、在郷住宅に関するつぎの触れが出された<sup>39</sup>。

在郷衆江被仰渡候御口上書写

一 御家来中内証為取続、先年以來或数十年、或年数之物切を以在郷住宅被差免候処、（中略）依之自他国之御役急ニ被仰渡候時、其人柄在萩無之故、遠近当り前ニて無之者江おのつから萩之面々御役之かつきニ相成、尤火本・搦等ニ茂組々之現人少ク相成ニ付、今年より式百石通之儀者三ケ年、其外之衆者五ケ年を切ニ在萩仕候様可有覚悟候、

家臣の所帯存続のため、在郷住宅が許されてきたが、在萩の家臣が少なくなり、使者・火事番・搦番など家中役の不足が生じて、在萩家臣のかづき（負担）となっている。そこで在郷住宅は、二〇〇石以上は三年、それ以下は五年を期限とする、というものである。この史料は、家臣救済手段の一つとしての在郷住宅のありようを示している。

正徳二年十二月に、当職が宍道玄蕃就晴から日野大学元幸・浦岡書元敏両名に交替した。当役も志道丹宮就保が同月に辞め、翌年二

月に山内縫殿広通・桂三郎左衛門広保両名が就任した。宍道・志道ともに、宝永五年に藩主吉元が任命した人物であったが、正徳三年二月十一日に逼塞を命ぜられた。同年三月一日の吉元黒印覚は、つぎのようである<sup>40</sup>。

勝手不如意ニ付、近年家来中在々より重キ馳走相請之処、無拗不慮之入用段々猶積り、大坂・国元之借銀弥増ニ相成、倍以返済之意趣これなし、（中略）家中茂年来及困窮候処ニ、打続半地申付儀、甚以心情平ならず、雖令尽衆議、第一江戸用料難達、大坂・国元返弁之依無余力、不得止先当年家中半地之馳走申付候、

大坂・国元の借銀が膨脹し、半知の馳走出米を命ぜざるをえない。「心情平ならず」と洩らしている。正徳三年仕組の理由説明である。前当職・当役の逼塞は、この状況の責任を取らされた恰好である。正徳三年家臣馳走出米段分は、つぎの通りである<sup>41</sup>。

巳ノ年出米段分覚  
一 高百石已上

但、高百石ニ付現米式拾石懸り  
そして三月十六日には、家臣借銀の公内借捌き・家中役免除が触れられる<sup>42</sup>。

一 今度御仕組ニ付而、先今年御家頼江出米被仰付候、依之唯今迄借込之借銀手取石より返弁難相成付而、公借并去暮御定之添状借共ニ、御仕組間元調被差延、加詰五朱之利上ニ被仰付

候間、御仕組明候上調之可令沙汰候、面々手取石より五朱之利上難相成積りニ付而、式朱方手取より調被仰付、三朱方公銀御取替可被遣候、左候而御仕組明御取替銀利無五ヶ年被召上候事、

一公借・添状借右之通ニ被仰付候上、内借之儀茂先年之通元調被差留候、利分者内証にて可被相断候、若無抛子細有之而利上被仕候共、五朱より高利ニ被相調問敷候事、

(中略)

一御家来御普請役之出銀、御仕組間者被差免候事、

一助銀之儀、御仕組間者被差免候、御番手衆御仕立之儀ハ、公銀を以御仕立可被遣候事、

公内借捌きは、宝永六・七年半知のとときと同じである。家中役のうち普請役・助銀は、仕組期間中は免除である。

正徳三年半知は、翌四年も続く予定であったが、四年十一月に至って、「御馳走米之内四歩吉被差返候」と、半知のうち五石返石し、一五石懸かりとした。

正徳三年仕組では、「上々様方ニ茂殿様御儉約ニ応、何篇被遊御儉約、御仕渡銀之内三步一被減」、「若殿様御仕渡之内をも、三步一被減儀候」と、藩主とその係累への仕渡し(配当)を三分の一削減した。これは前述した宝永元年の「拾万石之御いかた」認識とともに、財政の故実として継承されていくことになる。後年の天保三年仕組では、「上々様御仕渡半減」にまで及んだ。

「仕組」は財政整理を中心に、いわゆる行政改革にも及ぶ場合が多い。正徳三年仕組にも、それがいえる。当職・当役の罷免・逼塞は前述したが、二月二日に「寄せ宰判」が行われた。天和二年仕組で萩藩の行政区画である一八宰判<sup>41</sup>一八代官制が確立したが、正徳三年仕組で、一時的にこれが半減した。当嶋・奥阿武郡・浜崎宰判、前大津・先大津宰判、吉田・前美祿宰判、山口・小郡・船木宰判、山代宰判(鹿野・大潮添石)、熊毛郡・都濃郡宰判、三田尻・徳地宰判、上関・大嶋郡宰判と、宰判が寄せられた<sup>42</sup>。代官所要員も削減の対象となった。いわゆる行政の簡素化であるが、正徳五年から享保三年(一七一八)までに元に戻った。正徳三年二月十五日「覚」に、「御儉約ニ付而被仰付候」と理由を述べたあとで、「後年如前々被仰付ニても可有之候」と、復旧が予告されていた。短期間であったとはいえ、正徳三年の「寄せ宰判」は、天明六年(一七八六)の「寄せ宰判」(五年間)の先蹤となった。

また、井手・川除普請の飯米も削減された。つぎのようにいう。

一井手・川除之儀、其村々々ニ而三年以来之川除飯米押被仕、其押辻三步式地下江被遣、井手・川除百姓中江渡しニ被仰付候条、(中略)然上者川除手子等老人茂不被差出候事、

この仕法の内容は、過去三年間の井手・川除普請飯米の平均をとり、その三分の二に飯米を削減し、村へ渡しきりにする。普請は庄屋・畔頭に任せるので、代官所手子は派遣しない、というものである。藩の認識は、「於地方公米銀之費候所者、第一御普請一卷二候」

というものであった。この仕法にも無理があつて、享保二年には元に戻つた。

さて、正徳五年二月二十五日、つぎのように馳走出米がきまつた。<sup>(48)</sup>

#### 御馳走米段分覚

一高百石已上

但、高百石二付米拾石懸り

(中略)

右未申酉三ヶ年御馳走米段分前書之通候事、

正徳三年半知、同四年一五石懸かりに続いて、正徳五年〜享保二年の三年間一〇石懸かりの馳走出米となり、享保期に入つていくのである。享保期以降の萩藩財政研究については、後日を期したい。

おわりに

承応二年の再仕組、明暦江戸大火後から寛文期にかけての米・紙値段の上昇によつて、財政収入は安定し、仕置銀(軍役の備え・藩主裁量経費)も備蓄された。しかし、江戸出費も過大となり、寛文九年ころには財政補填のために仕置銀が大量に流用され、現銀は払底した。寛文十年以降天和二年の代替りまで仕組が連続し、家臣馳走出米は高一〇〇石に米四石、続いて米六石であつた。この間藩札が発行され、藩札を貸与するなどの家臣救済策がとられたが、失敗

におつた。この前期のいきさつの上に、中期の藩財政が始まる。

萩藩中期冒頭の天和二年仕組は五年間行われ、家臣給地を惣上知して四ツ成の浮米支給とし、高一〇〇石につき物成米四〇石のうちから米一五石の家臣馳走米を課した。寛永検地高(五ツ成高)からすると、物成五〇石のうちから米二五石の馳走出米に当たり、事実上の半知であつた。仕組最終年に貞享検地が行われ、奉書のある新開を除いて給地増石は上知され、蔵入強化(蔵入率七〇%)がはかられた。貞享四年に給地は返付されたが、五ツ成高から四ツ成高への移行は、家臣にとつて大幅な減収を意味し、新たな状況下で家存続を図らざるを得なくなつた。はじめての地下馳走銀は、石別三匁(天和二年)・二匁(天和三〜貞享二年)のきわめて重いもので、米一石⇨銀四〇匁の和市になると、石別二匁でさえ享保期以降の限界値石別米五升に当たる。貞享検地は、百姓にとつて厳しい増徴であり、四ツ物成は四公六民をけつして意味せず、表作の三分の二を上回る原租率であつた。<sup>(49)</sup>

元禄八年仕組(三年間)は、天和二年仕組終了後わずか九年で行われた。前年の吉就の不慮の死去、新藩主吉広の家督・官位などに、上方借銀が増加した。家臣馳走出米は、高一〇〇石につき米一六石懸かり、地下馳走銀は石別二匁であつた。家臣の負担は、馳走出米・助銀(旅役の抛出)・普請役出米・借銀の利上米の合計が事実上半知を超えた。家臣には借銀があるのが常態であり、高一〇〇石当たり二貫五〇〇匁の借銀があると見積られている。ここでも

られた家臣救済策が、家臣借銀の公内借捌きである。内借・添状借は、年利一二%を仕組期間中は5%に下げ、利子のみ返済とした（利下げ・年延べ）。公借・「札借」捌きも、内借同様とした。町人を中心とした銀主には、家臣・百姓にも馳走米を出させているのだから、藩への馳走と思つて堪忍せよという。城下町人は、家臣の所帯を預かることによつて渡世をしているものが多かつたので、この内借捌きは厳しいものであつたと考えられる。

元禄十六年十一月の江戸大地震による江戸城修築普請手伝いは、二〇〇貫目余の臨時出費となり、宝永元年の家臣馳走出米は、半知（二〇石懸かり）となつた。この半知の馳走出米は、以降の半知の先蹤となり、また「拾万石之御居方」、つまり内輪では三六万石の大名の格式ではなく、一〇万石の大名の格式とするという財政の故実となつた。ここでも家臣借銀の公内借捌きが行われ、年利を3%に下げて利子のみ払うこととし、利子のうち半分は公銀で取り換え払いとした。宝永二年七月時点での藩借銀は一万五二五貫目、家臣借銀はじつに一万二三〇貫目に及んでいた。宝永二〜四年の三年間の家臣馳走出米は、五石懸かりであつた。

宝永六・七年、またも家臣馳走米半知・地下馳走銀石別二匁五分を命じた。公借・添状借返済は、両年元居とし年利5%の利子払（うち3%分は公銀取り換え払い）とした。内借捌きは、公借払に準じて元居・利留とした。

宝永元年の時点から家臣数を点検すると、以下のようなになる。慶

長五年（一六〇〇）関ヶ原戦から半世紀後の承応元年（一六五二）には、家臣団秩序の確立、大組八組の成立という節目があり、それからまた半世紀後の宝永元年（一七〇四）には、家臣数が承応期の一・四六倍に膨らみ、半知と扶持方成の顕著な存在がある。家臣団の中核階層である大組は、延宝五年の一組八〇〜九〇人台から一〇人台へ増加し、しかも「御家人を離れたる程」の存在、「一旦家を潰シ候躰」の存在である扶持方成経験者が、二七人も存在する。もともと「領知に比して家臣数が過大である」（国数・石高ともに四分の一に縮小したにも拘らず、それに見合つて家臣数が減少しなかつた）萩藩であるが、前期後半から中期にかけての家臣数のさらなる増加は、矛盾を拡大させていった。家臣の所帯を抱え込んで藩財政が成立するが、その後も増加する家臣数は、「家臣を扶持する」基本性格を持つ藩財政の重荷をさらに重くした。半知とは、本来的にいえば家臣数を半減しなければならぬ異常事態であるが、「累代之御家人」であること、軍役のことを考慮すると、扶持放ち・知行削減は「各別可及御吟味儀ニて無之候」ことであつた。そこで代々馳走出米を課してきたという。

家臣救済策としては、札借・公借・在郷住宅・扶持方成・公内借捌きが行われた。藩財政の逼迫が、馳走出米による家臣貧窮を生み、馳走出銀・家臣借銀の内借捌きによる百姓・町人の貧窮へと負の連鎖を広げていく。

正徳三年仕組は、半知の馳走を課し、「上々様方」（藩主とその係累）

への仕渡しを三分の一削減した。この仕渡し削減策は、「拾万石之御居方」認識とともに、財政の故実となった。地下馳走銀も石別二匁の重いものであった。また、「寄せ宰判」・代官所要員の削減・普請飯米の削減など、「仕組」はいわゆる行政改革（簡素化）を伴った。以上、萩藩中期藩財政研究の序説として、天和と正徳期の藩財政と家臣団の関係を中心にみてきた。この論点は、「銀狂い」・藩札・米と紙の価格変動・飢饉・軍役など重要要素の検討が必要である。後日を期したい。

#### 註

- (1) 三坂圭治『萩藩の財政と撫育制度』（初版一九四四年、改訂版マツノ書店、一九七七年）。
- (2) 河村一郎『長州藩思想史覚書』（私家版、一九八六年）・同『長州藩徂徠学』（私家版、一九九〇年）。
- (3) 拙稿「一七世紀前半の萩藩財政」（『山口大学文学会志』第五巻、二〇〇八年）。
- (4) 拙稿「承応と寛文期の萩藩財政」（『やまぐち学の構築』第四号、二〇〇八年）。
- (5) 拙稿「萩藩寛文期の藩財政―益田家文書を中心に―」（二〇〇三年度～二〇〇七年度科研費補助金基盤研究A研究成果報告書『大規模武家文書群による中・近世史科学の統合的研究―萩藩家

老益田家文書を素材に―」代表久留島典子、二〇〇八年。なお、「やまぐち学の構築」第四号二〇〇八年にも転載）。

- (6) 山口県文書館毛利家文庫「旧記」三「大記録」六六の延宝四年七月二十一日「江戸加判衆条々」。以下、毛利家文庫史料の場合、文庫と略記する。
- (7) 文庫「旧記」三「大記録」一八、「覚」。
- (8) 文庫「遠用物近世前期」四四五、延宝六年一月二十六日「江戸加判衆奉書」。
- (9) 文庫「法令」一三五「諸御書付二十八冊」、享保二十年二月七日「覚」。
- (10) 山口県文書館県庁伝来旧藩記録五二七「天和元年御所帯御逼迫二付御家頼中江御馳走被仰付候事」の天和元年十一月十九日「江戸加判衆覚」。以下、同史料の場合、旧藩記録と略記する。
- (11) 文庫「財政」三七。
- (12) 前掲旧藩記録五二七のうち、天和二年八月十二日「加判衆覚并御馳走米段分」。
- (13) 貞享検地について詳しくは、拙著『近世の検地と年貢』（塙書房、一九九六年）を参照。
- (14) 文庫「政理」二〇「元禄八年吉広公御代御所帯御仕組一卷」。
- (15) 以下の出典は、註(14)史料のうち、元禄八年六月二十一日「加判衆奉書」。
- (16) 文庫「旧記」三「大記録」一八。

- (17) 拙稿「萩藩天保期の借銀をめぐる」(『山口大学文学会志』第五四卷、二〇〇四年)を参照。
- (18) 文庫「法令」九二「御黒印御書附御張紙控」の元禄十一年四月一日「江戸加判衆奉書」。
- (19) 以下、文庫「政理」二四「宝永元年御仕組一卷」。
- (20) 文庫「法令」二六「宝永年中御書附」。
- (21) 坂家文書、「遺塵抄」は、『山口県史料編近世5』に翻刻される予定。
- (22) 文庫「政理」七〇。なお、拙稿「萩藩後期の藩財政」(『山口大学文学会志』第四九卷、一九九九年)参照。
- (23) 文庫「法令」二六「宝永年中御書附」。
- (24) 文庫「旧記」三「大記録」一八。
- (25) 文庫「法令」一三五「諸御書付二十八冊」の宝永五年五月十四日「覚」。
- (26) 文庫「政理」二五「宝永六己丑年御儉約之事」の宝永六年正月「加判衆奉書」。
- (27) 文庫「給禄」四三「宝永元年分限帳」。分限帳は、知行高四〇石以上を登録する侍帳である。一度作成されると、以後の異動を朱で追筆して五年くらい使用する。なお、この宝永元年分は、同三年の途中まで追筆されて、「宝永三年分限帳」に引き継がれた。
- (28) 文庫「給禄」七八「宝永元年無給帳」。無給帳は、切米・切銭・扶持米取りのいわゆる無足(知行を持たない家臣)を登録する帳である。この帳に登録される、手廻り組無給衆・惣無給・歩行・三十人通りまでの筆並が、「侍」身分であるのに対し、それ以下の細工人・足軽(弓の者・鉄炮の者)・中間などは、「凡下」身分である。
- (29) 文庫「給禄」三九「延宝五年分限帳」。
- (30) 文庫「法令」一三五「諸御書付二十八冊」の元禄十五年十二月十六日「覚」。
- (31) 文庫「法令」二九「享保元年ヨリ同五年ニ至ル御書附上」の享保四年一月二十一日「覚」。
- (32) 文庫「法令」九二「御黒印御書附御張紙控」の享保十一年一月二十七日「覚」。
- (33) 拙稿「萩藩後期の藩財政」(『山口大学文学会志』第四九卷、一九九九年)。
- (34) 文庫「法令」九二「御黒印御書附御張紙控」の享保七年九月六日「加判衆奉書」。
- (35) 文庫「政理」四八「御両国有廉集書」。
- (36) 前掲拙著を参照。
- (37) 文庫「法令」九二「御黒印御書附御張紙控」の宝永七年閏八月十四日「加判衆奉書」。
- (38) 旧藩記録八二四「製紙録」の宝永六年九月二十三日「山代三老覚」。同正徳元年七月二十三日・二十八日「山代三老覚」。

- (39) 文庫「法令」二七「正徳年御書附」の正徳二年四月「在郷衆江被仰渡候御口上書写」。
- (40) 文庫「政理」二八「正徳年間儉約半知一件」の正徳三年三月一日「毛利吉元黒印覚」。なお大田報助編『毛利十二代史』(名著出版、一九七二年)では、正徳三年の藩負債五万貫目とするが、典拠不明でありいまは採らない。
- (41) 同右の正徳三年三月「加判衆連署巳ノ年出米段分覚」。
- (42) 同右の正徳三年三月十六日「加判衆覚」。
- (43) 同右の正徳三年十月十五日「毛利吉元黒印覚」。
- (44) 同右の正徳四年十一月十九日「加判衆添書付」。
- (45) 同右の正徳三年二月二十七日「加判衆口上覚」。
- (46) 文庫「諸役」五四「役人帳」。
- (47) 文庫「法令」一三五「諸御書付二十八冊」。
- (48) 文庫「法令」九二「御黒印御書附御張紙控」。
- (49) 前掲拙著参照。